

2021年度 公共工事の諸課題に関する意見交換会

(一社) 日本建設業連合会提案テーマ

I. 日本建設業連合会の活動方針

建設業関係3団体が合併し日本建設業連合会(新・日建連)が発足し10年の節目を迎えました。この10年、最重要課題の担い手確保のため、「働き方改革」と「生産性革命」に全力で取り組むとともに、東日本大震災からの復旧・復興を強力に進めました。

新たな10年の第一歩である2021年度は、ウィズコロナ・アフターコロナというニューノーマル、デジタルトランスフォーメーション(DX)、2050年カーボンニュートラルなどの環境の変化、社会の要請に適切に対応しつつ、2大事業である週休二日の実現と建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及に積極的に取り組みます。

国、地方公共団体、高速道路株式会社、機構・事業団の皆様、そしてオプザバーの皆様にも、日建連及び会員企業の活動に対し、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

(1) ウィズコロナ・アフターコロナの建設業

新型コロナウイルス感染症により、社会・経済活動が停滞する中であっても、建設業はその歩みを止めることなく、強い責任感と誇りの下、着実に社会資本整備を進める。このため、三密回避等の感染拡大対策に万全を期すとともに、手続きの電子化、遠隔臨場の導入等DXやi-Constructionの推進による人的接触の低減や生産性向上に積極的に取り組む。

(2) 働き方改革・担い手確保、CCUSの積極的展開等

今年度末の4週8閉所目標実現のため、必要な環境整備等を進める。特に、適正工期による受発注は必要不可欠であり、中建審「工期に関する基準」の周知等に努める。また、会員各社の時間外労働状況を把握し、2024年の罰則付き規制に向け、必要な対応を行う。

これらに加え、引き続き、けんせつ小町の活躍推進、若手技術者の登用、外国人技能者の適切な受入れなど担い手の確保・育成を進める。

CCUSについては、新たに決定した目標数値(今年度分)の達成に万全を期し、カードリーダー設置や就業履歴蓄積など会員企業の取組みを強化する。また、国以外の発注者に対しても、国同様CCUSを義務付けた工事発注等を働きかける。

また、設計労務単価引上げが建設技能者賃金に反映されるよう、会員企業における「労務費見積り尊重宣言」の実施状況をフォローアップし、必要に応じ改善策を取りまとめる。

(3) 社会資本整備の計画的、着実な推進

①国土強靱化の継続的推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、規模・工期など適切な発注を期待するとともに、会員企業が有する十分な施工能力をもって、その着実な事業執行に対応する。また、防災・減災、国土強靱化を継続的に取り組めるよう、当初予算への計上を要望する。

②新技術の開発と実装の推進等

新技術の導入やICT、AI、三次元データの利活用など、i-Construction に積極的に取り組んできており、今後も、DXを含む技術開発を推進し、積極的に実装するとともに、これらを容易にする入札・契約制度を引き続き提案する。さらに「2050 年カーボンニュートラルへの挑戦」について、建設業界として、取り組むべき方策を検討する。

(4) 国民の信頼に応える建設産業

①災害対応力の強化

頻発する自然災害に対し、会員企業は地方整備局等との「災害時における包括協定」に基づき、迅速かつ的確に対応し、業界の社会的責務を果たした。引き続き、地方公共団体等への災害協定締結や災害時の適切な入札・契約の働き掛け、関係者の連絡調整、資機材調達の調整等の必要な措置を講ずる。

②積極的な広報・啓発

インフラの防災上の役割・効果や、経済的效果、インフラ老朽化が生活・経済に与える影響、建設業の施工余力などを、シンポジウム・講演会などにより広く国民に訴える。

Ⅱ 意見を交換するテーマ

1. 公共工事の生産性向上

(1) 適正工期と条件明示

①「工期に関する基準」を遵守した発注の徹底

- 1) 昨年7月に中建審で決定された「工期に関する基準」において、著しく短い工期での請負契約の締結が禁止され、受発注者双方に遵守する義務があることを共有し、発注者による適正な工期の設定が必要不可欠である。

②設定した工期の前提条件の明示

- 2) 国土交通省が進めている、「入札公告時における概略工程表、施工条件リストの開示」の取組みを拡大されたい。
また、工程算出の前提とした班編成や重機の配置等の明示、工程のクリティカルパスと関連する課題の解決時期の明示など、発注者の前提情報をできるだけ開示するよう措置されたい。

③工程の共同管理

- 3) 施工条件の変化に適時適切な対応を図るため、工事着手前の「施工条件確認会議」、施工中の「工程調整会議」「設計変更審査会」を特記仕様書で明示されたい。
これらの会議を通じて、工事一時中止に伴う工期延伸等が適切に運用され、工事費増加等の設計変更に対応されたい。特に、工期短縮を求める場合には、設計変更ガイドライン等に基づき、期間短縮に必要な設計変更を確実に実施するよう徹底されたい。

なお、工期短縮で求められがちな「施工パーティ数の増」は、安全性や効率性の観点から問題がないか、担い手不足の中で技能者の増員確保ができるのかなど、慎重な検討が必要である。

（２）施工の効率化

①プレキャスト工法の活用推進

- 4) プレキャスト工法は、工程短縮、省人化の効果が高く、建設現場の生産性向上に大きく寄与するものであるが、公共工事での導入が進んでおらずブレイクスルーが必要である。

国土交通省の「コンクリート生産性向上検討協議会」において検討されているVFMによる最大価値の考え方を導入し、北陸地整のように、プレキャスト工法の標準化、コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みを導入されたい。

また、工程短縮を求める場合には、プレキャスト工法の採用が不可欠であることを共有して、変更協議が円滑に進むよう対応されたい。さらに、近畿地整のように、プレキャスト工法の標準化、評価指標などの産官学による検討会の設置を全国展開することを提案する。

（３）監督検査の合理化

①遠隔臨場の一般化

- 5) 国土交通省やNEXCO等では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、昨年度から監督業務における遠隔臨場の試行が本格的に導入されている。

これらの試行工事の経験を踏まえ、2021年度は稼働中の原則全ての工事での遠隔臨場の導入を提案する。導入に当たっては、遠隔臨場の効果的な活用を図るため、施工条件確認会議にて受発注者協議のうえ、遠隔臨場の範囲、必要な機器や通信設備などの環境整備を決定されたい。

また、中間技術検査や完成検査における遠隔臨場の拡大に関して、検査・工事成績の現場からみた課題や改善方策について検討する場の設置を提案する。

②書類の簡素化、デジタル化(ASP等)

- 6) 書類作成の現場業務の負担を軽減するため、試行を踏まえた検査書類限定型モデル工事の一般化や、書類のさらなる簡素化、受注者に作成義務のない書類の適正化を求める。

また、押印省略など書類のデジタル化を進め、ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進を提案する。

（４）新技術の活用

①自動・自律施工の活用拡大

- 7) 国土交通省が提唱する「インフラDX」を推進するため、自動・自律施工の民間技術を活用したモデル工事の試行を提案する。なお、自動・自律施工技術を現場で実装するためには、安全基準の確立などの環境整備が必要不可欠であることに留意されたい。

また、NEXCOで標準化されている、山岳トンネル工事の覆工における中流動コンクリートによる施工は、品質向上に加え、将来的な熟練工不足への対策、覆工コンクリートの施工の自動化に必要な技術であり、国においても試行導入するよう求

める。

② P R I S M等の新技術の活用拡大等

- 8) 国土交通省では、新技術活用の原則化などの取組みが進められており、新技術の現場実装に掛かる費用負担を含め、さらなる推進に向けた運用改善が必要である。
また、現場の課題解決のため、施工者のノウハウを活用できるE C I方式を導入拡大し、新技術が現場実装できるよう提案する。
さらに、P R I S Mの取組みの継続と拡大とともに、I C T等の新技術活用のための基準類の改定を進めるようお願いしたい。

③ B I M / C I Mの活用

- 9) 国土交通省では、2023年度までにB I M / C I Mを原則適用することとされている。これを実現するためには、B I M / C I M活用の実績を踏まえ、効果的な活用に向けた現場レベルの効果検証と課題の検討を進め、B I M / C I M活用工事の大幅な拡大が必要である。

④ 公共建築工事におけるさらなる生産性向上の推進

- 10) 国土交通省大臣官房官庁営繕部では、昨年9月、「官庁営繕事業における生産性向上技術の導入の手引き」を取り纏め、施工段階の生産性向上技術の導入を促進されている。
入札参加者や受注者からの生産性向上技術の提案について、総合評価落札方式及び工事成績評定における適切な評価を推進されるとともに、営繕積算方式による予定価格の適正な設定についても、公共建築工事に広く展開されるよう地方公共団体等の発注者への助言、支援をお願いしたい。

2. 処遇改善等を通じた担い手の確保

(1) 技能者の処遇改善

① 建設キャリアアップシステム（CCUS）等の活用促進

- 11) 将来にわたって建設業に携わる技能者が技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備するため、建設キャリアアップシステムの普及拡大が必要不可欠であり、2023年度からの民間工事も含めた「あらゆる工事でのCCUS完全実施」（国土交通省2020年3月決定）に向かって加速度的に進めるべきである。
国土交通省においては、CCUS義務化モデル工事の対象拡大を図られたい。自治体や関係機関においては、国の指導の下、CCUS義務化モデル工事の導入を含め、CCUSの活用促進対策を積極的に推進されたい。
また、建設業の技能者の賃金について、まずは各専門工事会社が積極的に給与を引き上げ、必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りに基づき元請が適切に支払うという好循環を拡げるため、日建連では2018年9月に「労務費見積り尊重宣言」を策定、取組みを進めている。
公共工事設計労務単価の9年連続の引上げを、技能者労務賃金の改善に確実につなげていくため、国土交通省においては「労務費見積り尊重宣言」モデル工事の拡大、国以外の発注機関においては同モデル工事の導入をお願いしたい。

（２）週休二日の実現

①週休二日実現に向けた環境整備

- 12) 国土交通省では、2021 年度から本官工事は全て発注者指定型の週休二日モデル工事となる。国以外の発注機関においても全てのWTO対象工事を発注者指定型によるモデル工事とされたい。

また、2024 年度から適用される時間外労働の上限規制をクリアするには、週休二日の導入は不可欠であり、時間外規制が２か月単位など一定の期間毎にクリアしなければならないことから、週休二日の実績確認を竣工時だけでなく施工の各段階で確認するとともに、契約変更する場合は、週休二日の確保が可能となる工期延伸を徹底されたい。

②閉所困難工事での対応

- 13) 一方、週二日の閉所が難しい工事は、入札公告時に条件明示し、交替制の導入、これに伴う労務費・現場管理費の補正に加え、プレキャスト工法や施工機械の規格アップ等施工促進に係る費用の適切な設計変更に応じる旨、特記仕様書に明記されたい。

（３）技術者要件の緩和

①若手・女性技術者の登用

- 14) 「専任補助者制度」について、監理技術者（若手技術者）の要件を緩和するとともに、契約後でも制度活用を可能としている東北地整の運用を全国展開されたい。女性技術者の大多数は若手であることから、女性の活躍推進の観点から、この専任補助者制度の導入拡大は必要不可欠である。

②下請企業の主任技術者の育成・確保

- 15) ４週８閉所が困難な工事では、交替制により技術者・技能者を増員した上で個人レベルの週休二日を確保する現場運営となる。しかしながら、特に下請会社の主任技術者の確保が難しいのが現実であり、主任技術者の資格要件の必要実務経験年数を短縮するなど要件緩和をお願いしたい。

3. 国土強靱化５か年加速化対策の対応と品確法の的確な運用

（１）品確法の的確な運用

①適切な契約変更

- 16) 設計変更ガイドラインや工事一時中止ガイドラインに基づき、受注者の責めによらない条件変更に対して、適正な工期延伸や請負金額の変更を徹底されたい。また、追加工事に対し、工期の終盤まで契約変更を行わない工事が散見されており、適時適切に契約変更を締結されたい。

②低入札防止対策の徹底

- 17) 品確法に基づき、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、国以外の発注機関においても、実効性のある低入札防止対策を徹底された

い。

(2) 計画的な早期執行

①発注予定の公表、改善

18) 受注体制の確保や、必要な技術開発を促進するため、現行の四半期毎の発注予定について年度をまたぐ常時1年間分の公表をお願いしたい。

また、新たに3年先までの大型構造物の展開の見通しとして、着工予定年度、主要諸元、技術的な課題の開示をお願いしたい。

②発注規模の適正化

19) 施工の平準化と計画的な早期執行が求められることから、債務負担行為の活用拡大などによる適正な予算規模、適正な工期を確保した発注に加え、施工余力、施工ノウハウを十分に活かすことができる適切な工事規模の設定、さらに効率的な施工につながるE C I方式の活用を図るべきである。

③入札手続きの合理化

20) 受発注者双方の業務負担の軽減を図るため、W T O対象工事の発注の平準化のほか、入札契約手続きの簡素化（質問回答から提出期限までの期間確保、設計成果品の電子開示）、技術提案の改善（複数技術提案の取扱の厳格化、オーバースペックの考え方の明示）を図られたい。

また、一括審査方式のさらなる活用の拡大を求めるとともに、技術者の拘束待機を軽減するため、一括審査方式においても通常工事と同様に、配置予定技術者の候補者を複数名申請が可能となるようお願いしたい。

④E C I方式の拡大

21) 新技術・新工法の活用などプロジェクトのより早い段階から施工者のノウハウを活用し、工程短縮など効率的な施工が可能となるE C I方式のメリットが確認されており、さらなる活用拡大を図られたい。

また、「工期に関する基準」の遵守を求められる一方、発注当初から極めて厳しい工期設定がなされる工事がある。このような工事では、E C I方式により施工ノウハウを活用して適正な工期を設定することが有用であるので、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」におけるE C I適用工事に「工期の設定が困難な工事」をカテゴリーへ追加するよう提案する。

以上